

甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱

平成28年3月29日告示第48号

令和3年3月31日告示第67号

(目的)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊から命を守るため、甲州市住宅・建築物耐震化促進計画に基づき既存木造住宅に耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 既存木造住宅

次の全てに該当するものをいう。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- (2) 木造在来工法で建築された住宅
- (3) 2階建て以下の住宅
- (4) 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅（借家を除く。）

二 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断
- (2) (一財)日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断

三 総合評点

協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断の総合評点をいう。

四 高齢者等世帯

次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 65才以上の者のみで構成される世帯
- (2) 肢体不自由による身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの所持者が同居する世帯

五 耐震シェルター

- (1) 東京都が奨励する耐震シェルター等のうち一部屋型を設置するもの
- (2) 構造設計一級建築士が(1)と同等以上のものとして設計したもの

(補助の対象者)

第3条 補助の交付を受けることができる者は、高齢者等世帯に属するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 既存木造住宅を所有する者であること。
- (2) 固定資産税・都市計画税を滞納していない者であること。

(補助の対象住宅)

第4条 補助金の対象は、木造住宅耐震診断の結果、総合評点0.7未満と診断された既存木造住宅で、甲州市耐震改修事業、甲州市耐震性向上型改修事業、甲州市耐震化建替事業及び甲州市災害時避難路通行確保対策事業（耐震改修、建替え及び除去）の補助を受けていない住宅とする。

(補助金の対象経費)

第5条 耐震シェルターの設置に係る1棟当たりの補助金の経費の対象は、既存木造住宅の所有者が行う耐震シェルターの設置に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 耐震シェルターの設置に対する補助金額は、対象経費の3分の2以内、かつ、24万円を限度とする。

- 2 第1項で定める補助額に1,000円未満の端数があるとき、これを切り捨てるものとする。

(事業の実施期間)

第7条 木造住宅耐震シェルター設置事業の実施期間は、令和6年3月31日までとする。

(補助金交付申請及び決定)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出するものとする。その提出部数は1部とする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうち、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、耐震シェルター設置事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

(計画の変更等)

第9条 申請者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ耐震シェルター設置事業計画変更承認申請書（様式第3号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 耐震シェルター設置に要する経費の変更

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、耐震シェルター設置事業計画変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに耐震シェルター設置事業計画遅滞等報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により申請者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 申請者が、設置事業の中止又は廃止をしようとする場合は、耐震シェルター設置事業計画廃止（中止）届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(着工の届出)

第11条 申請者は、設置事業に着手したときは、耐震シェルター設置事業着工届（様式第8号）に着工の状態が確認できる写真を添付して、市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第12条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、耐震シェルター設置事業完了実績報告書（様式第9号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。その提出部数は1部とする。

2 前項の書類は、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条第2項の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査のうえ、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、耐震シェルター設置事業費補助金交付確定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に耐震シェルター設置事業費補助金支払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない

(補助金の取り消し)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第17条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(実施細則)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月2日から施行し、平成21年度分予算に係る補助金から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後もその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年3月31日から施行する。

（宛先）甲州市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書

甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、耐震シェルターの設置を行いたいので、次のとおり申請します。

なお、甲州市耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第4条に定める、対象住宅、対象工事を実施することを確認するために市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳、外国人登録現票、建築確認申請等について照合を行うことに同意します。

住宅の概要	住宅の所在地				
	住宅の種類		専用住宅・（ ）併用住宅		
	建築年次		昭和 年 月着工、昭和 年 月完成		
	階数		延べ床面積		m ²
	併用住宅の住宅以外の面積		m ²		
	耐震シェルターを設置する場所				
	住宅の所有者及び同居者	所有者との続柄	氏名	生年月日	年齢
		本人		M・T・S・H 年 月 日	
				M・T・S・H 年 月 日	
				M・T・S・H 年 月 日	
高齢者等世帯		高齢者等世帯に 該当 ・ 非該当			

工事費等	予定工期	年 月 日～ 年 月 日
	総設置工事費	円
	耐震シェルターの規格	既製品・構造設計一級建築士の設計品
	補助対象工事費	円
	補助申請額	円

※添付書類

- (1) 耐震シェルター設置工事見積書
- (2) 耐震診断結果報告書
- (3) 耐震シェルター等設置計画書
 - ①案内図、平面図
 - ②耐震シェルター設置計画図、その他補強方法を示す図書
- (4) その他、市長が必要と認める書類
 - ①固定資産税・都市計画税の納税証明書等
 - ②住民票
 - ③身体障害者手帳、療育手帳の写し

様

甲州市長



木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で、申請のありました次の住宅に関する木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 住宅の所在地
- 3 住宅の種類
- 4 高齢者等世帯 該当 ・ 非該当
- 5 その他 補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了5年間は保管しなければならない。

（宛先）甲州市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震シェルター設置事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた
木造住宅耐震シェルター設置事業の計画を次のとおり変更したいので、甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第9条第1項の基準に基づき申請します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 高齢者等世帯 該当 ・ 非該当
- 4 変更事項
 - (1) 施工箇所及び施工方法の変更
 - (2) 補助金額の変更
 - (3) その他

※添付書類

- ・ 耐震シェルター設置工事見積書
- ・ 変更耐震シェルター設置計画書（変更前後の平面図）
- ・ その他変更内容が判断できる書類

第 号
年 月 日

様

甲州市長



木造住宅耐震シェルター設置事業計画変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました、次の住宅に関する木造住宅耐震シェルター設置事業計画変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 高齢者等世帯 該当 ・ 非該当
- 4 変更後の補助金交付決定額 円
- 5 その他

（宛先）甲州市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震シェルター設置事業計画遅滞等報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震シェルター設置事業の計画について、次のとおり事業の遅滞が生じたので甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により報告します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 高齢者等世帯 該当 ・ 非該当
- 4 遅滞等の内容
- 5 遅滞等の理由

第 号
年 月 日

様

甲州市長



指 示 書

年 月 日付けで報告のありました、下記の住宅に関する木造住宅耐震シェルター設置事業計画遅滞等報告書について甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により、次のとおり指示します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 高齢者等世帯 該当 ・ 非該当
- 4 指示の内容

（宛先）甲州市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震シェルター設置事業計画廃止（中止）届

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた
木造住宅耐震シェルター設置事業の計画について、次のとおり廃止（中止）したいの
で、甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第10条の規定により、
届け出ます。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 高齢者等世帯 該当 ・ 非該当
- 4 廃止（中止）の理由

（宛先）甲州市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震シェルター設置事業着工届

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた
木造住宅耐震シェルター設置事業の計画について、次のとおり着工したので、甲州市
木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第11条の規定により、届け出ま
す。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 高齢者等世帯 該当 ・ 非該当
- 4 着工年月日 年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震シェルター設置事業完了実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた
木造住宅耐震シェルター設置事業の計画について、次のとおり事業が完了したので、
甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定に
より、報告します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 高齢者等世帯 該当 ・ 非該当
- 4 完了の年月日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 設置工事契約書及び領収書の写し
 - (2) 設置工事写真（施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時が確認できるもの）
 - (3) その他、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

甲州市長



木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、次のとおり確定したので、甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

- | | | | |
|---|--------|----|-------|
| 1 | 住宅の所在地 | | |
| 2 | 住宅の種類 | | |
| 3 | 高齢者等世帯 | 該当 | ・ 非該当 |
| 4 | 交付決定額 | | 円 |
| 5 | 交付確定額 | | 円 |

甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要領

(目的)

第1 この要領は、甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱（平成21年10月2日施行。以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(既存木造住宅の判断)

第2 要綱第2条一(1)の規定による昭和56年5月31日以前に着工された住宅とは、市町村の実施する耐震診断を受けたもの、固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたもの、又は、建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるものとする。

2 構造、用途については、木造住宅の耐震診断報告書等により、木造及び住宅であることを確認できるものとする。

(総合判定)

第3 総合判定は、山梨県木造住宅耐震診断技術者（建築士の資格を有し、県が主催又は後援する山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会の受講修了者をいう。）又はこれと同等と認められる者が診断したもの。

(中間検査)

第4 市長は、要綱第11条に規定する着工届が提出されたときは、当該耐震シェルター設置工事に関し必要な指示をし、報告を求め又は検査をすることができる。

(協議)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、甲州市の次の各号に掲げる地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業主管と協議するものとする。

- (1) 土地区画整理事業
- (2) 都市計画施設内

附 則

この要領は、平成21年10月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。